

## 総論

### はじめに

1 1975年は国際連合により「国際婦人年」とされ、6月19日より7月2日までメキシコシティにおいて「国際婦人年世界会議」が開催されたことをはじめ、世界各地において婦人問題をめぐって活発な論議が行われた。

国際婦人年世界会議は、(1)男女平等の促進、(2)開発努力への婦人の全面的参加の確保、(3)国際平和への婦人の貢献に関する行動の強化の3つを目標として133か国の国々と各種の機関、団体の参加のもとに開かれた。この会議において、「世界行動計画」、「婦人の平等と開発と平和への婦人の寄与に関する1975年のメキシコ宣言」が決議され、また「婦女子の搾取防止」、「母親及び児童の健康の保護」等28の決議案が採択された。

なお、国際婦人年に続く10年間は「国連婦人の10年」として国連総会で決定され、平等、開発、平和の国際婦人年の目標達成のための努力が行われることとなっている。

また、国際労働機関(ILO)総会においても、国際婦人年にちなんで家庭に責任を持つ婦人の雇用に関するILO第123号勧告(1965年)を新時代に即応したものに作り直す決議、婦人労働者に対する機会及び待遇の均等を促進するための行動計画に関する決議等が採択された。

我が国においても、昭和50年11月国際婦人年記念日本婦人問題会議が開催され、また、国際婦人年世界会議における決定事項を国内施策へ取り入れ、婦人に関する施策の企画、推進等を図るため、昭和50年9月各界の代表者、学識経験者等からなる「婦人問題企画推進会議」が発足し、政府においても「婦人問題企画推進本部」が設置され、関係各省庁でもその対策に取り組むなど我が国の婦人問題の解決に取り組むための体制の整備が図られた。その後、昭和51年11月、婦人問題企画推進会議はその意見をとりまとめ、また、婦人問題企画推進本部は今後10年間の我が国の婦人問題の課題及び施策の方向、目標等を明らかにするための国内行動計画について、近くその成案を得ることを目途に策定作業が進められているところである。

2 さて、婦人の地位やその生活条件は社会、経済、政治、文化等によって異なる。

国際婦人年世界会議においても「婦人の平等と開発と平和への婦人の寄与に関する1975年のメキシコ宣言案」の採択をめぐって、開発途上国は、天然資源の恒久的国有化の権利、新国際経済秩序の確立、シオニズム(ユダヤ復興主義)、植民地主義、アパルトヘイト(民族隔離政策)の撤廃等を主張し、これらの問題の解決が婦人の真の解放をもたらすものであり、その前提であるとするなど政治的な主張を中心に発言し、一方、西欧先進諸国は、男女平等の達成のためには各分野において女性が積極的に参加していくことが必要であり、そのための法的、社会的、経済的措置を講ずることの必要性を強調するなど深く意見が対立する場面があったことは、婦人問題についての理解、認識等が社会的、経済的条件によって著しく異なることを物語っているものと言えよう。

我が国においても社会経済の動きに応じて、婦人の地位、役割に対する認識、評価は変化してきている。

我が国では明治維新から第2次世界大戦終了までの間、婦人は参政権を有しておらず、政治的活動も制限され、家庭では前近代的な家父長制の下で幾多の束縛を受けるとともに負担を負い、また、高等教育を

受ける機会はほとんど閉ざされ、専門職への道も看護婦、教師等に限定され、一般に労働条件は繊維工業等に従事していた若年婦人労働者にみられるように、低賃金、長時間労働等過酷ともいえる状況であった。

このため、この時代の婦人の問題としては男女差別の撤廃が目標とされ、参政権の獲得、政治活動の自由、結婚の自由、夫婦の平等、教育の機会均等、職業選択の自由、労働条件の改善等に力が注がれた。

第2次世界大戦後は、昭和21年に制定された日本国憲法第14条において「すべての国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」と規定され、普遍的原理として法の下での男女平等が保障されることとなった。これに伴い、各種法制の整備、改革が行われ、従来の差別的な法の規定、取扱いが是正され、婦人の地位の飛躍的な向上が図られた。

3 現代の婦人問題を考えるに当たっては、昭和30年代以降の経済の高度成長や生活水準の向上等が婦人の生活周期や生活条件に与えた大きな影響、変化を考慮することが必要である。

まず、婦人の生活周期について昭和15年と47年を比較してみると、昭和15年には4歳上の夫と20.8歳で結婚していたが、47年には3歳上の夫と23.1歳で結婚するようになった。また、子供数がほぼ5人から2人へと大幅に減少したため末子出生は35.5歳から27.9歳へと、末子就学が42.0歳から34.4歳へと低下してきている。このことは、出産、育児期間が大幅に短縮され、また、核家族化の進行等による家族数の大幅な減少、生活水準の上昇の一面である家庭電化製品の普及等とあいまって、育児期を除けば主婦の家事の負担が軽減されたことを意味している。また、30年代後半には育児から解放され、時間的にかなりゆとりのある中年期を迎えることとなる。

また、末子の結婚の時期が58.3歳から52.5歳へと低下しており、一方、平均寿命をみると男子46.9年、女子49.6年から、男子70.2年、女子75.5年へと著しく伸びている。したがって、末子が結婚し家庭を出た後は夫と2人で15年近く生活する期間があり、また、夫の死亡の後、更に死ぬまで8年間過ごすといったように中高年の期間が著しく延長されてきていることを意味している。年齢階層で男女の割合を比較すると男子を100とした場合、47年では女子は40～64歳では112.3、65歳以上で128.7の比率となっており高齢になればなる程婦人が多くなっている。

次に、婦人の就業状況をみると、高度経済成長による就業構造の変化、婦人労働に対する需要の高まり、婦人の高学歴化、家事労働の負担の減少等を反映して婦人の職場への進出は著しいものがあり、25年に1,376万人(沖縄県を除く)であった婦人の就業者は45年には2,047万人(沖縄県を除く)と大幅な増加を示してきているが、48年以降は不況の影響を受けて若干減少してきており、50年には1,996万人となっている。

就業者中に占める女子の雇用者の割合も25年の26.4%から50年には60.2%と大きな伸びを示してきている。また、最近の婦人労働者の増加は既婚の婦人の増加によるところが大きく、有配偶者が30年で106万人(20.9%)であったものが、50年には599万人(51.4%)であり、死離別の者を加えると62.2%の既婚婦人が就労していることとなる。家庭の主婦のパート・タイマーも増加しており、45年の労働省の女子パート・タイム雇用調査では有配偶者が88.3%、死離別の者が4.1%と既婚の者が9割強を占めている。

婦人の年齢別就業率をみると、従前は未婚婦人の就業率が高く頂点をなしていたが、50年でも20～24歳が64.4%と最も高い就業率を示しているものの、育児期、教育期を終えた中高年になって再び就職するため、40～49歳60.0%50～59歳54.4%と高くなり、いわゆる一時中断型の就業パターンが増えつつある。

更に、婦人の意識について総理府広報室が50年9月に行った「男女平等に関する世論調査」によると、家庭での男女平等については、男子の42%は平等であるとしているのに対し、女子の49%は平等でないという回答している。また、職場における男女平等については、女子の6割は平等でないと思っており、男子の57%も同様の回答を示している。結婚や出産を機会に勤めをやめることについては、やむをえないと答えた女子は6割に達しているが、そのうち条件さえ整えば勤めをやめないと答えている人が半数近くを示している。

これまでみてきたように、家庭では男女の役割分担などの意識に基づく男女の不平等感が依然として

残っており、また職場では、若年退職、結婚退職にみられる不合理な差別や採用、給与等についての男女格差が存在している。結婚した勤労婦人は職業と家庭との両立が困難となるような諸要素が残っており、また、中年期に再就職しても低賃金のパート・タイムなど補助的、単純労働が多い状況にある。

このように、現代においても、家庭における男女の実質的平等、雇用の機会均等及び待遇の平等、母性保護、保育対策、年金等の社会保障の充実、社会活動への積極的参加の促進とその機会の確保など婦人をめぐる問題は多く残されており、法や制度の建前と現実とのかい離はなお大きなものがあり、今後ともこれらの不平等、差別を解消していくことが必要とされている。

4 社会保障は、国民生活の安定と福祉の向上を図るものであり、さまざまな階層を対象としている。婦人にとっても社会保障は密接な関わりを有しており、婦人が健康で安定した生活を営む上で不可欠なものとなっているが、婦人に関連する事項は次のとおりである。

まず第1は、妊娠、出産をはじめとする母性の保護である。妊娠、出産は婦人にとって極めて重要なものであり、また、次代を担う児童の健全な育成を図る観点からも母子保健の施策が一層重要性を増している。

第2は、育児負担の軽減である。婦人の就労にとって最大の課題は家事労働、育児の問題の解決であるが、育児については保育所等の設置によって集団保育の促進が図られるなど、婦人の負担が軽減されてきている。

第3は、母子世帯の援護である。母子世帯においては母親が子供を養育し、生計を維持していかなければならないが、現在の婦人一般の就業状況からみて低賃金のため収入は低い状態にある場合が多いと考えられるので、これらの者の経済的自立、援助のための措置の充実が必要となってくる。

第4は、老後の保障である。老いは誰にでも訪れるものであるが、既にみたように、高齢になる程婦人の割合は多くなり、寿命の伸びにより老齢期間は長くなる。従って、高齢の婦人の経済的、精神的安定を図るためにも所得保障、医療保障、社会福祉サービスの有機的な連携が要請される。

第5は、社会保障を担う人々の問題である。看護婦、保母、家庭奉仕員等の職業は婦人の適性を十分生かしたものとされており、また、社会保障の分野において重要な役割を果すものであることから、今後も引き続きこれら職種のその確保と待遇改善を図っていくことが望まれる。

5 次に、我が国の社会保障制度の中で婦人に関連する事項の沿革について簡単に触れてみることにする。

社会保険は、陸海軍々人に対する恩給制度や官業労働者に対する各種共済組合制度に淵源を求められることができるが、大正11年に被用者を対象とする健康保険法が制定された。これは「女工哀史」などに代表される若年婦人労働者の状況にみられるような劣悪な労働環境を改善するため明治44年に制定された工場法と同様、労働者保護の性格を有しており、当初は業務外の傷病のみならず業務上の傷病をも対象とし、男女を問わず強制適用された(昭和22年の労働者災害補償保険法の制定に伴い、業務外の傷病のみを対象とするように改正された。)。その後、国民健康保険法、職員健康保険法、船員保険法等が逐次制定されたが、昭和34年には農林業従事者、自営業者等被用者以外の一般国民をすべて対象とする新しい国民健康保険法が制定され、36年から国民すべての者がいずれかの医療保険の対象となる国民皆保険体制が達成された。

医療保険の中で、被保険者である勤労婦人に対する措置としては、疾病に関する給付のほか、出産した場合の分べん費、出産手当金、育児手当金の給付が行われている。また出産に関しては被扶養者である妻についても配偶者分べん費や配偶者育児手当金の支給が行われている。

年金保険については、昭和14年の船員保険法の制定に次いで昭和16年には労働者年金保険法が制定されたが、労働者年金保険法が昭和19年に厚生年金保険法へ改正された際、勤労婦人も年金保険の適用を受けることとなった。年金保険の分野でも昭和34年に国民年金法が制定され、農林業従事者、自営業者等が年金の適用を受けることとなり、昭和36年に国民皆年金体制が実現した。

年金保険において、婦人に対して特別の措置がとられているものとして、厚生年金保険では老齢年金の支給開始年齢が男子より5歳早く55歳から支給されること、保険料率が男子より低くなっていることがあ

げられる。また、老齢年金、障害年金には妻についての加給があり、夫の死亡による妻に対する遺族年金がある。拠出制国民年金においては、母子年金、準母子年金、寡婦年金があり、また、福祉年金として母子福祉年金、準母子福祉年金の制度がある。

また、雇用保険は、失業給付に加えて、寡婦等を雇用した場合に事業主に奨励金が支給される雇用改善事業等が行われている。

このように、社会保険は当初労働者を中心として構成されたため、勤労婦人及び勤労者の被扶養者である妻は比較的早い年代から制度の適用を受けているのに対し、農林業従事者、自営業者等は昭和36年の国民皆保険、皆年金体制の発足をまわって、これらの制度が適用されるという时期的な差異があった。

母子保健対策は、我が国では明治の終りから大正の初めにかけて始まり、昭和12年の保健所法の制定によって母子衛生は保健所の重要な事業とされた。その後昭和23年に母子衛生対策要綱が定められ、児童福祉法に基づくものを中心として各種の対策が進められたが、昭和40年には母子保健法が制定され、母子保健の理念が明らかにされるとともに、母子健康手帳の交付、妊産婦等の健康診査、保健指導、母子栄養強化等婚前から育児期までの一貫した総合的な母子保健対策が推進されることとなった。

なお、母性の健康の保護などのため昭和23年に制定された「優生保護法」に基づいて、人工妊娠中絶、受胎調節の指導等が行われている。

社会福祉の中で、既婚婦人の就労と密接な関係がある保育所は、昭和13年に制定された「社会事業法」では託児所として規定されていたが、昭和22年に制定された「児童福祉法」においては保育に欠ける児童の育成にあたるものとして位置付けられている。

母子家庭の援護については、昭和27年の「母子福祉資金の貸付等に関する法律」がどちらかと言えば戦争犠牲者の遺族の援護を主とする資金の貸付けであったのに対し、一般の母子家庭の増加に伴い、昭和39年に「母子福祉法」が制定され、これに基づき、母子福祉資金の貸付等経済的自立促進対策、母子相談員による母子家庭相談、母子福祉センターを中心とする生活指導等が行われている。また、母子寮、母子休養施設等福祉施設への入所、利用の措置が講じられている。そのほか寡婦福祉資金の貸付け、所得税についての寡婦控除が行われているとともに、死別母子世帯に対する福祉年金の支給、生別母子世帯等に対する児童扶養手当の支給が行われている。

公的扶助は生活に困窮する者の最低生活を公費で保障するための制度であるが、戦前においては昭和4年の救護法で高齢者、身体障害者等と並んで妊産婦を対象としていた。また、昭和12年の「母子保護法」は、13歳以下の子を扶養し、配偶者を有していない母が貧困のため生活できない場合は、生活、医療等の扶助とともに、母子寮等の施設への収容ができることとされていた。昭和25年に制定された新しい生活保護法は、生活に困窮するすべての人を対象とし、各人の生活需要に応じて生活扶助、医療扶助、教育扶助等7種類の給付が行われることとなっているが、特に、婦人に関し適用されるものとして生活扶助基準に妊産婦加算又は母子加算が付加され、また、出産扶助の給付が行われている。

社会保障に携わる人々の中で婦人の果たす役割は非常に大きい。

保健医療従事者については、明治7年の医制では産婆についての規制を行っており、また、明治の中頃から看護婦の養成が行われたが、明治32年に産婆規則が、大正4年に看護婦規則が、昭和16年に保健婦規則が定められた。

社会福祉従事者については、保母等戦前から福祉事業に携わっていた者もあるが、戦後社会福祉の充実に伴い、施設職員等は職種も数も増えて活躍している。また、近年は在宅福祉の進展に伴って寝たきり老人や身体障害者等の身の回りの世話や介護を行う家庭奉仕員も増加してきている。

6 これまでみてきたように、昨年来、婦人問題に対する関心は内外において非常に高まっているが、今後はこれらの問題にいかに対処し、解決していくかが課題とされている。

さて、社会保障は、国民の生活の実態と深く関わりあいながら、その安定と福祉の向上を図っていくものであり、社会経済全般の変化に伴って、絶えず社会保障に対する要請も変化をみせてきており、婦人に関連する社会保障についてもこれまでの沿革、推移等からみて社会経済構造の変化に対応して変化し

てきていると言える。現代の婦人問題の中で社会保障に関係するものを取り上げてみても、核家族化等に伴う家庭の老人の扶養機能、児童の養育機能の問題、既婚婦人の就業に伴う保育対策や母性保護の問題、年金等にみられる老後保障の問題、経済的自立の条件に恵まれない母子家庭の問題等が挙げられる。

以下では、社会保障との関わりを考慮しながら婦人の生活や健康の現状について分析を試みるとともに、婦人をめぐる社会保障の現状及び課題について論述してみることにする。